

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県芸術文化協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	「アーツカウンシル みやざき」設置事業 業務委託	文化芸術の高い専門 性をもつスタッフに よる支援機関である 「アーツカウンシル みやざき」を設置 し、文化芸術活動へ のアドバイス等の支 援を行う。	6,737,270	第167条の2第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の終了後、その取組や成果を生かしながら、県民の文化活動が持続し、活発化するための文化活動を支える支援機関を設置することを目的とする。</li> <li>・宮崎県芸術文化協会は、県内の文化団体が連携して本県の芸術文化の振興を図るため、「宮崎県芸術文化団体連合会」として発足したものであり(昭和44年)、全県の組織を有する分野別(宮崎県歌人協会など)の団体31団体と、市町村等を単位とする総合的な団体(宮崎市芸術文化連盟など)15団体が加盟している。</li> <li>・本事業の目的を十分に達成するためには、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者が主体となることが必要であり、本事業を実施できるのは、県内で唯一の文化に関する総合的な団体である同協会以外にはない。</li> </ul>	総合政策部 みやざき文化振 興課